

令和元年度 (一社) 山梨県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (1/3)

項 目	回 答 趣 旨
1. 令和元年度補正予算の早期編成と令和2年度当初予算の増額確保等について	<p>社会資本の整備は未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に引き継いでいくためには、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保することが不可欠と考えております。</p> <p>昨年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、平成30年度の2次補正予算から3カ年で集中的に実施していくことが決定されました。全体で約7兆円の事業規模に対し、2年目となる令和元年度までに約5兆円を確保することとしており、概ね順調に進捗しているところです。</p> <p>関東地方整備局としても、平成30年度の2次補正予算で2,965億円、今年度当初予算で20,942億円が配分され、前年度比1.09倍となっております。山梨県における直轄事業予算配分額（地方負担対象額の事業費）についても、令和元年度の当初予算において、前年度比1.11倍、補助事業予算配分額についても、前年度比1.23倍となっております。</p> <p>防災・減災、老朽化対策をはじめとする諸課題にしっかりと対応できるよう、必要な予算を確保するよう努めて参ります。</p>
2. 治水の安全性向上のための事業の推進について	<p>■抜本的な対策としての河川の拡幅や堤防のかさ上げ・法面・天端部の強化についても計画的な整備が必要であることから、河川改修の促進</p> <p>富士川水系の治水対策については、直轄区間では富士川河川整備計画に基づき、昭和57年洪水等、戦後最大規模の洪水を目標に、上下流バランス等を考慮しながら進めてきており、現在は富士川中流部の堤防整備を実施しているところです。</p> <p>一方、頻発・激甚化する水災害に対しては、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、県、沿川市町とも連携して、ハード、ソフト対策一体となった減災の取組を推進しているところです。</p> <p>今後とも、水害から国民の生命財産を守るため、最近の激甚化する降雨の状況、施設の健全度等の維持管理を踏まえながら、県とも連携し、防災・減災対策に積極的に取り組んで参りたい。</p> <p>■河川内での樹木の繁茂や河床の土砂堆積については、昨年度から本格的に支障木の伐採や浚渫が行われておりますが、依然未着手の箇所も多くあるため、引き続き全県的な取組をお願い</p> <p>■このうち特に、笛吹川の鵜飼橋から上流部については、樹木の繁茂が密集化し、破堤や橋梁部での閉塞の一因ともなり、また景観も阻害していることから、早期の対策をお願い</p> <p>河川内の樹木繁茂や土砂堆積については、日常の河川巡視や、定期的な測量等により、その状況を確認し、治水上、河川管理上の支障の大きいところから、優先順位をつけて対応しているところ。今後とも、伐採木の無料配布や、公募による伐採、砂利採取の活用等、コスト縮減にも努めながら適切に対応して参りたい。</p> <p>また、洪水時の危険性に関する緊急三カ年対策として、緊急的に樹木伐採等を実施し、早期に地域の安全性の向上を図っているところです。</p>
3. 積算基準上における監理技術者等(主任技術者を含む)の位置づけについて	<p>■監理技術者等の労務費は直接工事費に工期に相当する期間について計上するとともに、他の労務費と同様に共通仮設費の対象とするよう改めるべきと考えており、この点について積算基準の改訂を要望</p> <p>設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更審査会を開催し、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行うこととしております。</p> <p>受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合においても、設計変更審査会において、必要があると認められる場合には、工事の一時中止や工期変更等を行うとともに、工事の一時中止に伴う増加費用等、必要な費用増分等について変更することができません。</p> <p>監理技術者については、元請者が恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者として現場管理費(社員等従業員)に計上されます。</p> <p>ご意見については、本省に伝えて参ります。</p>

令和元年度 (一社) 山梨県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (2 / 3)

項 目	回 答 趣 旨
<p>4. 入札・契約・施工などにおける改善要望について</p>	<p>■契約以外の増工工事に対して、変更契約前に指示されるケースが多く、金額が不明なため、着手に躊躇することもあるので、精度の高い概算額を提示してほしい</p> <p>工事発注後に発生する様々な課題に対して、ワンデーレスポンスや設計変更審査会等を活用しながら、受発注者で円滑かつ迅速に協議・解決を図り、変更事項等について、先行指示書に、適切に反映するとともに、設計変更ガイドラインに基づき概算金額を記載し、速やかに発出することとしております。</p> <p>概算金額の記載にあたって、受注者から提出された見積金額の妥当性が確認できない場合は、その後、特別調査等により概算金額を算出することとなり、時間を要する場合があります。</p> <p>また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合には、「後日通知する」ことを添えて指示を行うこととしております。</p> <p>ご意見を踏まえ、設計変更ガイドラインに基づき適切に概算金額を記載するよう、巡回現場会議や整備局内の会議等を通じて周知徹底を図って参ります。</p> <p>■局契約の案件について、変更契約に数か月以上かかっているため、極力短縮してほしい</p> <p>本官工事では、事務所で変更書類や設計書等を作成した後、本局へ上申し、本局内の審査、契約手続きを行うこととなります。事務所における設計書等の作成、確認や本局における審査等に、相応の時間が必要となります。</p> <p>今後、変更手続きの迅速化や期間短縮等に向け検討を進めて参ります。</p> <p>■本年6月、7月の長雨、また高温時など現場作業が天候に大きな影響を受けるため、余裕を持った工期設定と柔軟な工期延長をお願い</p> <p>本省通知に基づき、準備・後片付け期間の見直しや雨休率、その他不稼働日について特記仕様書に明記するとともに、工期設定支援システムの活用等による適切な工期設定や、原則全ての工事において「工事工程クリティカルパスの共有」を特記仕様書で明記し、受注者と発注者において、工事工程のクリティカルパスの共有を図ることとしております。</p> <p>また、当初予期し得なかった種々な要因により支障となる未解決事項が生じた場合には、設計・施工技術連絡会議（三者会議）やワンデーレスポンス、設計変更審査会を通じて速やかに解決を図るとともに、適正な工期を確保し、円滑な施工ができるよう取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、これらの取り組みを進め、適正な工期を確保し、円滑な施工ができるよう努めて参ります。</p> <p>■安全に係る基準（労働安全衛生法関係）が年々厳しくなっており、これに係る保護具の購入や新たな資格取得のための講習費用等が増加しているため、積算における安全費率のアップをお願い</p> <p>安全衛生対策に係る費用については、共通仮設費や現場管理費として計上されており、これらの費用を算出するための間接工事費率（共通仮設費率、現場管理費率）については、諸経費動向調査より実態調査を行い、現行の率式と調査データから得た率式との乖離状況を踏まえ、実態に即した経費が算定できるよう、率式の見直し・改定が行われております。</p> <p>本調査については、各受注者にご協力をいただいているものであり、今年度も継続して調査を行う予定としております。</p> <p>ご意見について本省に伝えて参ります。</p>

令和元年度 (一社) 山梨県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (3 / 3)

項 目	回 答 趣 旨
<p>4. 入札・契約・施工などにおける改善要望について</p>	<p>■ ICT測量において、計測密度が高く測量・解析に時間を要するのに加え、出来形の精度が過剰に高く効率化が図れていないので、改善をお願い</p> <p>効率化が図れていないのご意見を頂きましたが、本省がICT土工_296工事を分析した結果では、起工測量で91.2%の工事が、出来形管理では85.5%の工事が作業時間の縮減効果が得られたという結果が報告されております。</p> <p>ただし、UAVやLSによる出来形管理では、玉石混りの切土完成面において凸凹があった場合に、部分的に規格値を超えてしまい、再度、施工箇所の手直しと出来形計測をする必要があるとの意見も頂いています。このような箇所が部分的にある場合は、協議により、ヒートマップによる出来形から除外し、従来の基準を適用することも可能です。</p> <p>また、今年度より、平滑な整形が困難な軟岩が存在する掘削法面において適応する管理基準値を新たに規定しております。土質が軟岩Ⅰの法面の場合は、規格値の「個々の計測値」について、従前が±160mmだったのに対し、新たに±330mmまで拡大した規定を追加しております。</p> <p>今後も本省と連携し、基準類の見直しも随時行って参ります。</p>
<p>5. 災害復旧活動の、一連作業の一体的な広報に関する新たな取り組みについて</p>	<p>■ 災害復旧対応等の一連の流れを広く周知するような、新たな取り組みを要望</p> <p>日頃より災害復旧活動へのご理解ご協力感謝いたします。</p> <p>先の国会で改正された品確法では、基本理念として災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の迅速かつ円滑な実施体制の整備が定められ、災害協定の締結などますますの連携が求められております。</p> <p>そのような中、これまでの災害復旧活動に関する建設業並びに国土交通省の取り組みについて、国民への周知は十分なものとは言いがたく、建設業の皆様の活躍が知られていない現状があります。</p> <p>職人の高齢化や若手の入職者不足など建設業の抱える課題がある中、災害復旧活動を始めとした国土を守る使命が周知されれば志の高い若者の入職が期待されます。</p> <p>今後、協会の皆様の意見も伺いつつ、テレビや新聞などのメディアとの連携、インターネット等による情報発信など効果的な広報の実現に向けて取り組んで行きたいと考えていますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>